

【電子的診療情報連携体制整備加算】

- 1 オンライン請求を行っています。
- 2 オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3 オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診療に活用できる体制を有しています。
- 4 マイナ保険証利用についてお声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 5 電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスへの取り組みを進めています（今後導入予定）
- 6 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

※2026年6月1日より電子的診療情報連携体制整備加算を算定しています。

（初診時4点・再診時2点、入院時80点）がかかります。

【情報通信機器を用いた診療について】

- 1 当院では、厚生労働省「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」及び「医療広告ガイドライン」を遵守し、オンライン診療を実施しております。
- 2 オンライン診療の初診において向精神薬の処方はできません。